

介護予防・日常生活支援総合事業の日割り請求に係る適用について、厚生労働省事務連絡により、以下のとおりとします。

- 以下の表の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

：月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日（※２）
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援）	契約日
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１）	
		・事業開始（指定有効期間開始）	
		・事業指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	
		・介護予防特定入居者生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※１）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※１）	契約解除日の翌日
	終了	・介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護の退所（※１）	退所日の翌日
		・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護）	契約解除日（廃止・満了日）（開始日）
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１）	
		・事業廃止（指定有効期間満了）	
		・事業所指定効力停止の開始	契約解除日
		・利用者との契約解除	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※１）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※１）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※１）	入所日の前日

※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

●新型コロナウイルス感染症関係の Q&A

質問	回答
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において訪問型サービス及び通所型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。	事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとし、日割り計算を行うこととする。 一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。 また、利用者への説明及び同意が前提であるが、通所に代えて居宅サービスを提供するなど、できる限りのサービスを提供した場合についても、日割り計算は行わない。 日割り計算の方法は、月の総日数から、休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。